

# 平成29年度の公営企業に係る資金不足比率について

## 1 公表の経緯

平成19年度に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）」により、地方公共団体では平成19年度の決算から法で定められた財政指標を公表することが義務付けられました。

特別地方公共団体である隠岐広域連合では、この財政指標のうち法第22条第1項の規定に基づき当連合が経営する公営企業である隠岐病院事業及び隠岐島前病院事業に係る資金不足比率を公表することが義務付けられています。

【参考：法第22条第1項 抜粋】

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

## 2 資金不足比率の算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{① 流動負債} - \text{② 流動資産}}{\text{③ 事業の規模}}$$

※事業の規模とは、（医業収益＋医業外収益の負担金交付金の決算統計上の医業収益）をいう。

## 3 算定の結果

平成29年度の決算に基づき、隠岐病院事業及び隠岐島前病院事業の資金不足の算定を行ったところ、下表のとおり両病院事業とも資金の不足額が生じていないため、資金不足比率の該当はありませんでした。

会計名	流動負債 ① (千円)	流動資産 ② (千円)	事業の規模 ③ (千円)	算定結果 (①-②)/③	資金不足比率
隠岐島前病院事業 特別会計	81,748	249,365	611,363	△27.42%	—
隠岐病院事業 特別会計	505,205	1,264,930	2,403,820	△31.60%	—

(注)算定結果が負の場合は、資金不足比率はないものとみなします。